

社会福祉法人曙会 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

社会福祉法人曙会定款（抜粋）

（評議員の報酬等）

第八条 評議員の報酬は、これを支給しない。ただし、評議員には、別に定める規定により費用を弁償することができる。

（役員報酬等）

第二十一条 役員報酬は、これを支給しない。ただし、役員には、別に定める規定により、費用を弁償することができる。

社会福祉法人曙会役員等費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人曙会役員、評議員等の構成員に対する費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

（費用弁償）

第2条 役員会、評議員会、監査会等の構成員が役員会、評議員会及び監査会等に出席したとき又はその職務を遂行するため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

（委任）

第3条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

日 当 (1回につき)	宿 泊 料	旅 客 賃
2,000円	実費を支給する。	鉄道、船、航空の各賃は普通旅客運賃を支給する。
付 記 (1) 路程片道200キロメートル以上の日帰り旅行の場合の日当は、定額に1,000円を加算した額とする。 (2) 特別の事情により本表により難しいときは、現に要した実費の範囲内で支給することができる。		